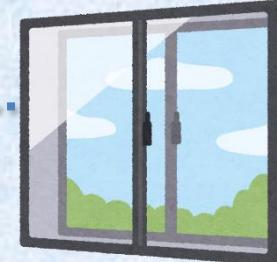


「東海村省エネルギー設備設置費補助金」を交付します！

対象者▼ 村内の戸建住宅の所在地に住所を有し、下記要件を全て満たす方
※村税の滞納がない方に限ります。

- 対象要件▼**
- ① 次のいずれかの方法で主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等)の**全ての外気に接する窓**に高断熱窓を設置する。
 - (ア) 内窓設置（既存の窓の内側に新しい窓を設置する方法）
 - (イ) 外窓交換（既存の窓を撤去し、新しい窓に交換する方法）
 - (ウ) ガラス交換（現在のサッシを利用して、ガラスを交換する方法）
 - ② 年度末(3月31日)までに設置を完了できる。
 - ③ 設置しようとする高断熱窓に対し、**高断熱窓の設置に係る補助金(国補助金, 本補助金を含む)の交付を受けておらず、かつ受ける見込みがないこと**（生計を共にしている方を含む）。



対象設備▼ 申請年度に国が実施する断熱窓補助金の対象製品として登録されている窓、ガラス
↓対象設備・参照ページ例↓



«

【環境省】
先進的窓リノベ2025事業HP

«

【公益財団法人北海道環境財団】
既存住宅における断熱リフォーム支援事業

補助金額▼ 設置に係る経費の合計額(税込み)の2分の1**(上限10万円)**
村内に本店を置く業者設置の場合は、合計額の4分の3**(上限15万円)**

※それぞれ1,000円未満切り捨て

申請方法▼ 以下書類を揃えて**必ず設備設置前に**申請してください。※設置後の申請は補助の対象なりません。
【提出書類】

- (1) 東海村省エネルギー設備設置費補助金交付申請書※
- (2) 設置費用が確認できる書類（見積書等）の写し
- (3) 設置する窓の設置前写真
- (4) 設置する戸建住宅の位置図、全体図及び設置する部屋の平面図
- (5) 設置する断熱窓のメーカー名、製品名及び仕様が確認できる書類
- (6) 申請者本人の村税に未納がないことを証する納税証明書
- (7) 設置する戸建住宅の所有者でない場合は、所有者の承諾書
- (8) 交付申請の手続を代理の者に委任する場合は、事務代行届※

※書類(1)及び(8)については窓口にて配布しているほか、東海村HPからもダウンロード可能です。



«

東海村HP

よくある質問

Q.「主たる居室」とは何ですか？

- A. 日常生活上在室時間が長い居室のことで、具体的にはLDK・リビング・居間等を指します。
※ 寝室・子ども部屋・書斎・脱衣室・浴室・洗面所・トイレ等は「主たる居室」として扱いません。

Q.「全ての窓(外気に接しない窓を除く)に高断熱窓を設置する」とはどういうことですか？

- A. 外気に接する窓全てに高断熱窓を設置することを指します。廊下、隣室に接する窓は必ずしも施工する必要はありません。

Q.以前に主たる居室の外気に接する窓の一部に高断熱窓を設置しており、今回この補助金で残りの窓を施工する場合は対象になりますか？

- A. 既設の高断熱窓が本補助金の対象製品を使用している場合に限り対象になります。その場合は残りの窓を全て施工してください。

※ 既設の高断熱窓が本補助金の対象製品以外の製品を使用している場合は、対象製品に交換する必要があります。

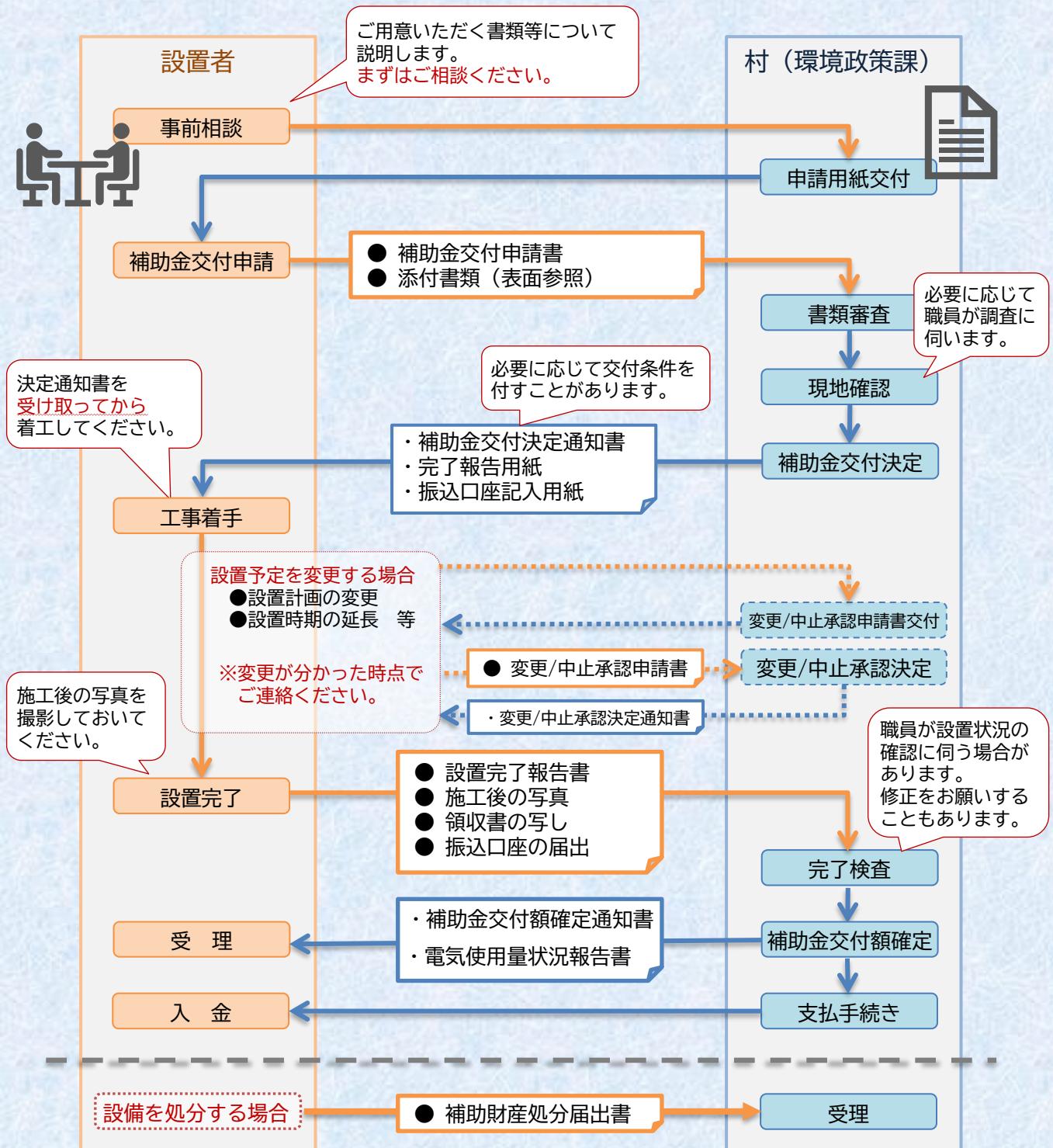


- ・補助回数は同一の住宅につき、1回を限度とします。
- ・年度予算の上限に達した場合には受付を終了することがあります。

補助金交付の
流れは裏面で



補助金申請から交付までの流れ



注意) 補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めたときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

ご協力をお願いします

設備設置住宅における省エネ・脱炭素の状況を把握するため、補助を受ける方には**設備設置前後1年間の電気使用量データの提供**をお願いしています。



お申し込み・お問い合わせ先

東海村 村民生活部 環境政策課

環境計画・緑化推進担当

TEL:029-282-1711(内線1454)

E-mail:kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp